

寛大さへの応答から戦争責任へ —ある元兵士の「終わりなき認罪」をめぐる—

石田 隆 至

(亜細亜大学・日本女子大学非常勤講師)

1. 戦争当事者世代から戦後世代へ

戦後責任といえば、戦争責任を認めない政府や国民を放置してきたことへの責任という捉え方が、一般的である。

「戦後責任」を果たすとは、具体的には、戦勝国によって中途半端にしか追及されなかった「戦争責任」を、戦後世代の国民自身の手によって果たすことであり、具体的には、①「戦争犯罪」の徹底解明とその責任の追及、②明らかになった「戦争犯罪」についての国民の名による内外への謝罪と贖罪（そして被害者への可能な限りの「戦後補償」）、③過去の侵略戦争とそれにまつわる戦争責任（「平和に対する罪」と「人道に対する罪」）についての反省を将来に向かっての教育（とりわけ歴史教育）の中で生かすことの三つであろう⁽¹⁾。

こうした捉え方は、先の戦争での犯罪的行為について、当事者を含めた戦後を生きた世代が受け止めるうえで無理がなく、被害国への一定の責任を果たすことにもつながる。

しかし、こうした正しい認識が広がるかどうかは別問題である。中国や韓国への感情的反発がその障害となることもあるし、戦後補償を「実現」してもそれが必ずしも被害者を満足させるものにならないこともあった⁽²⁾。

戦後責任が問われるのは、おもに当事者世代によって戦争責任が放置されてきたからである。日

本において戦争責任認識が希薄であることは繰り返し指摘されてきたことだが、一部に、戦後世代に大きなインパクトを有してきた取り組みもみられた。本稿ではその一つとして、中国で戦犯教育を受けて加害認識を持つようになり、帰国後も加害証言を継続してきた「中国帰還者連絡会」（以下、「中帰連」と略記）に着目する。自分たちが引き受けるべき戦争責任を明確にし、その事実を語り広めようとする活動は一定のインパクトを持ち続けてきた。例えば、日本の平和教育に欠落していた加害の側面を伝える教材製作に、元戦犯の経験が活用された⁽³⁾。他方で、「中帰連」の元戦犯による生々しい加害手記が収録された『三光』（後に『侵略』として再版）は戦後繰り返し右派からの攻撃的となり、90年代には「自由主義史観」から再び取りあげられた⁽⁴⁾。そして、当事者たちの平均年齢が80代後半になり、活動のピークを越えたところで若者を含めた後継団体も結成された。戦後世代が「自分の問題」として、つまり戦後責任を果たすために、戦争経験を継承しようとして取り組んでいる。ある種の戦争責任の取り方が、戦後責任を果たしていくうえでモデルとなっているのである。

以下では、当事者として戦争責任を追及し続けてきた結果、戦後世代の共鳴を引きおこした事例として、中帰連会員の難波靖直氏（1921年生まれ）を中心にして、氏が事務局長を務めてきた山陰中

帰連（2002年4月以前は全国組織としての「中帰連」の山陰支部）の活動の軌跡にも注目する。難波氏は現在も癌と闘いながら、高齢にもかかわらず「後の世代のために」「平和な社会を作るために」と語り続けている。そして、徐々にではあるが、その貴重な経験を引き継いでいこうという人々を生み出しており、それは難波氏たちの姿勢に感化されているかのようである。戦後世代を主体化させるような戦争責任の果たし方とはいかなるものなのかを明らかにすることが本稿の狙いである。

2. 中国人訪問者への「謝罪」

筆者らは、価値や規範を共有しないような他者との間に「平和」を生み出す方途として、もちろん「暴力」や「強制」によってではなく、また単なる「対話」にもとまらない可能性について探求することが現代社会の課題であると考えてきた。そのなかで、1950年代の新中国が展開した「寛大政策」といわれる戦犯処遇に関心をもち、双方の当事者から聞き取り調査を行ってきた。

中国側にとって文字通りの「不倶戴天の敵」「許し得ない日本鬼子」である日本兵や高級官吏らに対して、報復的な暴力や虐待、強制労働を課さないのはむしろ、衣食住から娯楽に至るまで戦犯をきわめて人間的に処遇することで、戦犯自身の内的変化に期待したのが「寛大政策」である。一般的な戦犯処遇と大きく異なるこの方針によって、実際に日本人戦犯の認識は大きく転換した。その詳細は他に譲るが⁽⁵⁾、戦争当時の認識を戦後もそのまま持続させている人々が多い日本社会にあって、同戦犯たちが帰国後も加害の事実を語る活動を継続していることは、新中国の戦犯政策がある種の本質に触れるものであったことを物語る⁽⁶⁾。

われわれが元日本人戦犯から聞き取ろうとしたのは、寛大政策に接したときの中国側との関係の

変容にある。「強制」でも「対話」でもないアプローチが「敵との共生」をもたらした事実は、グローバル化して「絶対的な他者」に出会うようになった現代においても示唆的である。

以下で主に取りあげる難波氏を訪ねたのも、以上のような問題関心からである。

島根県にある自宅を訪れて聞き取りを始める冒頭、難波氏は居ずまいを正して正座し、「謝罪」を述べ始めた。同行者が中国人の研究者⁽⁷⁾であったため、難波氏は中国で60年以上前に自らが犯した罪を述べて謝罪されると同時に、起訴免除となって帰国し、被害者と違って今も生きていることに感謝しますと、涙を浮かべ声を震わせながら述べられた。これまで十数名の中帰連会員から聞き取りを重ねるなか、誰もが丁寧な対応をしてこられたが、「謝罪」を表明されるというのはわれわれにとって初めての経験だった。難波氏が目の前にしているのは中国人といえども戦後世代であるから、戦争の直接の被害者ではないのはいうまでもない。ということは、「個人」に対するものではなく、その背後にある中国社会や民衆という「共同体」全体への謝罪を意味していることになる。これは、自身の犯した罪が個別的なものにとどまらない性格を有していると捉えていることを示す⁽⁸⁾。また、被害者たちに直接謝罪したいという思いを、現時点でもなお抱き続けておられることの表れでもある。

また、同じ山陰中帰連の会員である鹿田正夫氏のもとを訪れた際にも⁽⁹⁾、ほぼ同様の経験をした。聞き取りを始めるにあたって、足の悪い鹿田氏はあらためて正座をされ、体を震わせながら、言葉を詰まらせ、涙声で謝罪を行った。

しかし、難波氏や鹿田氏ももともとこういう姿勢を持っていたわけでもなければ、特別な倫理観をもっているというわけでもない。たとえば、難波氏は、中国で戦犯管理所に収容された当初は、補充兵という末端の兵隊だから大したことはして

いないし、罰されることもないだろうと考えていて、自身の犯罪というものに思い及ぶこともなかった。

言われたことを命令通り当たり前にとっただけだと、それだけのことだと、上の方がやれといったからやったまでで、やりたくて私がやったわけではないから、という考えしかないからね⁽¹⁰⁾。

シベリア抑留を経て敗戦後5年をすぎた段階でも罪の意識を感じておらず、そういう意味では一般的な日本軍兵士と変わりのなかった難波氏が、戦後60年以上経った今もお若い世代の中国人にまで謝罪するに至ったのは、戦犯管理所で「認罪」と呼ばれる経験をしてからである。それはどのような経験であったのか、氏はそれをどのように受け止めたのか？

3. 「認罪」はいかに行われたか

管理所における難波氏の認罪は、他の収容者と比べていくらか特徴的な部分がある。それは、氏が体格に恵まれず「筋骨薄弱」だったため、徴兵検査では現役兵とされない「第三乙種」⁽¹¹⁾と判定された「補充兵」だったからである。しかし、戦争末期には予想に反して徴兵され、直接中国戦線に動員された。「筋骨薄弱」であったため初年兵訓練や陣地構築などの実地作業では思うように動けず、上官や古年兵からのイジメの対象となるほどであった。そのため、訓練を終えて所属部隊である機関銃中隊に戻ってからも、直接的な戦闘の最前線というより、留守隊での勤務・衛兵・陣地警備・中隊事務室勤務のほか、機関銃の運搬用駄馬の飼育や伝令役、古年兵の食材確保のための掠奪などを経験するにとどまっていた。銃や銃剣で直接「敵」を殺害したりする経験は一度もなかった。湖北省の白陽寺部落⁽¹²⁾での「三光作戦」にも従軍しているが、退路遮断を担当していた機関銃中隊の伝令役⁽¹³⁾だったため部落から離れた

山中におり、部落内で行われていた「焼きつくし、殺しつくし、奪いつくす (=三光)」現場を見ることもなかった。「戦闘員」として期待された位置にはいなかったのである。

他方、戦犯管理所に収容された戦犯の多くは、捕虜や一般住民の殺害・試し斬り、強姦、強制連行・強制労働、毒ガスの使用といった戦争犯罪に多かれ少なかれ直接手を染めていた。初年兵教育の一環で捕虜を使った刺突訓練⁽¹⁴⁾が広く行われていたこともあり、戦闘行為以外の殺害に手を染めていない軍人は多くはなかった。その点で、後方支援に回るが多かった難波氏は自身の経験を特殊なものと感じ、だからこそ認罪には他の戦犯より「時間がかかる」と考えている。

ここで、戦犯管理所での認罪の過程を簡潔に振り返っておこう。難波氏が収容された撫順戦犯管理所には、敗戦時に「満州国」内にいてソ連軍に逮捕され「シベリア抑留」を経験した軍人や警察官、行政官、司法官ら969名が収容された。シベリアでは厳しい寒さと過酷な労働、飢餓に加えて、一部の者は取り調べや旧軍隊組織の民主化運動で批判の槍玉に挙げられるなど苦しい日々を経験した。1950年7月、帰国と聞かされて乗せられたすし詰めの貨車で中国送りにされると、思わぬ手厚いもてなしを受けた。中国側は白いシーツの客車で迎え、温かく栄養価の高い食事を準備し、医師による検診も行われたのである。中国東北部の撫順戦犯管理所に収容後も、十分な量の食事に暖かい部屋を提供され、医療は行き届き、労働も課せられず、将棋や麻雀で遊んだり、お喋りをして暮らすという日々が1年以上続いた。中国人管理所員の態度は礼儀正しく、反抗する日本人がいなくても殴ったり叱りつけることはなく、丁寧に諭していった。当初は処刑される前の「武士の情け」なのではないかと訝っていた軍人もいたが、こうした人道的な待遇が一時的なものではなく、管理所の基本姿勢であることが徐々に理解できるよう

になると、次第に警戒心を解き始めた。2年目に入ると戦前の日本の政治経済状況を見直すきっかけとなる学習活動が始まる。『人民日報』の記事や河上肇の『貧乏物語』、さらに『帝国主義論』、『社会発展史』などを読んで「皇国史観」以外の世界観に初めて触れる軍人らも多く、「侵略戦争」という認識も広がっていった。

3年目に入った1954年春には管理所に数百名の検察員が派遣され、取り調べが始まった。その際、自身の加害行為をありのまま、過不足なく文書に書き出すことが求められた。侵略戦争だったという認識を持つに至った人も、自分自身の加害行為を書き出すには抵抗感が強く、当初は命令されてやっただけだといった言い逃れに終始したり、問題のなさそうな行為のみを報告するなどきわめて消極的であった。数年間にわたって中国各地で被害調査を続けてきた検察側は、そうした罪行告白がきわめて不十分なものであることが分かっていたため、何度も書き直しを求め、軍人らが自ら罪を告白するのを時間をかけて待った。

そんな閉塞状況を破り、戦犯らが本格的な「認罪」に進んでいく大きな契機となったのが、第39師団の中隊長の一人だった宮崎弘が約1000人の戦犯を一同に集めた集会で行った「告白」であった。宮崎は、虐殺、試し斬り、拷問、幼児殺など誰もが口が裂けても言えないと思っていた蛮行の数々を、涙を流して絶叫しながら語り続けた。そして最後に、「いかなる処罰をも受ける覚悟です」とまで宣言したのである。それを目の当たりにした戦犯たちは、罪行告白とはここまでしなければいけないのかという思いで途方に暮れた。同じようにすることが求められていると分かってもなかなかできず、多くの戦犯たちは何ヶ月、何年もかかって書き出していった⁽¹⁵⁾。

4. 直接的な戦争犯罪がないことの困難

難波氏もこうした認罪過程のただ中にいた。難波氏自身が述べる「認罪」に至る四つの節目について確認しながら振り返ろう。

第一に、管理所の人間的な待遇が氏に最初の変化を与えたが、反省にまでは至らなかった。先に述べたとおり、自身が補充兵で大了たことはしていない、命令に従ったまですと考えていたからである。むしろ、そんな自分まで戦犯として収容されていることに悔しさあるいは無念さを感じていた。

第二に、皆の前で告白し認罪したのが宮崎弘であったこと。難波氏が属していた機関銃中隊の中隊長が宮崎であり、直属の上官であった。氏自身は、軍にいた頃から宮崎の行ないを必ずしもよくは思っていなかったが、そんな彼でさえここまであからさまに罪を告白したが故に、かえってショックが大きかった。そして、末端兵とはいえ彼を支えていた中隊の一員としての罪は認めなければいけないだろうと考えるようになった。

〔戦中に〕宮崎が捕虜を残酷に殺すところも見ていた。あれだけの人間がこれだけ変わるということに、私も驚いた。同じ人間だったら、自分自身もそこまで反省をなさなきゃならんんじゃないかということを感じるようになった。あれが本物だと思ったんだよねえ。人間ならそこまでやらんといかんのだろうというふうだね。(略)

私の中隊長がそこまでやった、そのことについては、その部下としては、私たちは(略)同じ中隊の中に住んで、その中隊長に当番を付け、養って、飯を食わせ、中隊長の職に座ってちゃんと位置させ、私たちが一緒にそれを手伝ったんだから、(略)私たちとしては、自分自身の責任というものを考えなきゃならない。

ただ、実際に書き始めると、どこまでが自分の責任かということについて考えあぐねた。宮崎や他の戦犯と異なり、自身の手で犯した犯罪行為というものが無いと感じていたからである。間接的に

は中隊を支えたということで罪はあるといえるが、さて具体的には何を書けばいいのか、どこまでを自分の責任と考えるのか判断がつかなかった。

自分の覚悟を決めるのがまず大変であって、よくよく考えてみると、自分もそこ〔宮崎の坦白〕までいかなきゃ、いけないのかと、いうことです。そうしてくると、自分でどこまで掘り下げて見ていけばいいのかと、いうことについて考えこんでしまう、というのがあの当時の実際の状況です。だから、私もあゝした人を殺したとかというのがあれば、もうちょっとはやりようがある、みんなの間でも話のしようがあったらうなあ、というようなとんでもないことを考えるというのが、あの時期なんです。行ったり戻ったりして、自分を掘り下げるのをどうしたらいいのかということで、悩んだということです。

最終的には、どこまでを自分の罪と書くべきか判断がつかないまま、見たこと聞いたことは全て書くようにという管理所側の方針に従って、ありのままを記した。相手に委ねる形にしたのである。

一応書くときは、直接自分がやったことではなくて、見たことだけでも、その見たことも、結局被害者からみれば同じ加害者だという立場で書くべきだということで、みんな洗いざらいぜんぶ書いて、出したんだけど、(略) どういう処罰をされようとも、こう書いた以上、(略) しょうがないじゃないかと。書いた以上はその責任は自分で背負わんとならんで、それはもう自分の運命でしかないというつもりで腹括って、とにかく書いてしまおうと。また、当局側からの指導も、とにかく、「隠してはいけない、大きく書いてもいけない、真実をそのまま書きなさい」ということで、見たり聞いた真実はそのままぜんぶ書いて出せば、いちばん間違いないだろうということで、とにかく一切切切みんな書いて出した…。被害者にとっては命令されて実行した犯罪なら許せるということにはならない、という考え方が当時の管理所で共有され始めていたこともあり、加害の一端にかかわったという広義の加害責任を

「とるべき」だと義務的に捉えていた様子が窺える。とはいえ、直接的には自分の罪ではない事柄をそうだと受け入れることへの葛藤が伝わってくる。直接的な犯罪がないことを「よかった」と思わなかったことは、当時の「認罪」運動が相当強い同調圧力となっていたことを物語る⁽¹⁶⁾。

5. 軍隊組織の一員としての責任

難波氏が書いて提出した供述書に対して、中国側は予期せぬ反応を示してきた。他の戦犯同様に書き直しを求められると思いこんでいたところ、氏の供述書への評価・判断は何も示されないまま、認罪の途中、あるいは犯罪を否認している他の戦犯の取り調べに同行し、その口述を要約筆記するようにとの指示が出た。認罪が進む第三の契機である。

私に、それぞれの人が供述するあの場へ係官について要約筆記をやりなさい、ということ〔担当の呉浩然指導員から〕言われ、毎日呼び出されて、来られた取調官の人に一人ずつ入れ替わり立ち替わり付いて各部屋を回りました。回ってそれぞれの口述を要約筆記しては取調官に渡して帰ります。はじめのうちは要約筆記で書くことに一生懸命で、何を言われたのか頭に残らなかったけど、だんだん慣れてきて、しまいごろになると、ああこんなこともしてたんだ、あんなこともしてたんだ、という、いろんなやってきた罪悪の数の多さに、自分自身も呆れて驚きました。振り返ってみると、その積み重ねというものが、やっぱりいつしか私の中に積み重ねられて、そしてあの戦争の罪悪に対する自分の認識が、そこで少しずつ深められてきた。

実際の戦闘をほとんど経験していなかった難波氏は、自分が所属していた中隊だけではなく、日本軍がいた他の地域でも驚くほどの罪行が重ねられていたことを知った。戦争を個別の戦闘としてではなく、体系的な破壊の構造として捉える必要があること、そして自身もその構造を支えた歯車の

一つになっていたことを理解するようになっていった。

注目したいのは、自分の犯罪が構造的、組織的なものだと少しずつ気付くようになったと述べる一方で、組織的・構造的な責任を感じるようになる以前の考え方も再び持ち出される点である。「直接〔的な犯罪を〕やった人に比べると、直接やってない人があれ〔認罪〕しようと思えば、直接やった人の気持ちにまでいっぺん入り込んで、それを掴まえた上で、今度は加害者として被害者と向き合う、という回り道をしなきゃならない」といった説明が繰り返し持ち出される。むしろこちらの方が実感がこもっていると感じられるほどで、ある種の“揺れ”が伝わってくる。直接的な罪行はないものの「日本軍国主義という組織の一員としての責任」を感じたのであれば、「加害者の立場にいったん入り込む」必要性はないように思われる。「共同体の責任」と「個人の責任」を重ねあわせ、それを自身の責任と捉えたのであれば、十分に大きな責任を背負っており、補充兵としては十分ではないだろうか。個人として直接的な罪行を有している人も、もちろん構造的・組織的な責任に無関係ではないから、難波氏の責任の捉え方の方がむしろ本質的でさえある。他人の犯した直接的な加害行為にまで思いを及ぼすという「回り道」はもはや必要ないのではないだろうか⁽¹⁷⁾。だとすれば、その「回り道」の強調は、直接的な加害行為を持たないがゆえの認罪の“遅れ”を取り戻すためではなく、何か別の必要からなのではないかと思えてくる。

このことは、帰国前後の氏の歩みからも指摘できる。供述書の作成や他の戦犯の要約筆記などを経て次第に認罪が深まり、人間の心を取り戻すことができたと感じる気持ちさえ生まれ、管理所の所員を「先生」と呼ぶようになった。管理所に入って6年後の1956年夏、以上の点が認められ、大部分の戦犯と同様に起訴免除、即日釈放となっ

た。帰国の日、天津の港を出る船が見えなくなるまで管理所の所員が上着を振って見送ってくれた。涙を流しながら感じたのは「6年間人間性溢れる撫順の“温室育ち”から、荒波の大海へ出る。前途の光明を見つめて、これからは自分たちで歩くのだ」という決意だった。「これで終わった」ではなかった。これが、認罪が深まりを見せる第四の契機であった。

とはいえ、直接的な罪行を犯していない補充兵が「これから」について考えるというのは、まるでお返しをしなければいけない「何か」を受け取ったかのような不思議な感慨である。むろん、侵略戦争の一端を担いながら人道的な待遇を受け、最終的に懲役刑さえ課されなかった寛大な措置に対する「恩返し」だと理解することもできる。ただ、組織の一員としての罪を認めた上で許され、6年間も管理所に収容されてきたことを思えば、「これで終わった」と考えても不思議はないし、誰に責められるわけでもない。しかし、以下に述べるように、難波氏は35歳から始まる後半生において、撫順での経験をいかに深め、そして広げていくかという課題に取り組んでいく。やはり寛大な措置への恩義という次元には収まりきらない「何か」を受け取ったかのである。冒頭に触れた中国人来訪者への「謝罪」もその延長線上で捉えられるのではない。

起訴免除となった900名以上の戦犯は1ヶ月ごとに3回に分けて帰国した。3回目の帰国団の一員だった難波氏が故郷に戻って一週間もしないうちに、先に帰国していた県内の元戦犯たちからみんなが集まろうと呼びかけられた。彼らは故郷の身近な人々の前で、認罪の過程で得た戦争の反省を表明したが思わぬ批判を浴び⁽¹⁸⁾、さらに公安警察が彼らの自宅周辺などで聞き込みや尾行を続けた。就職先を探そうとしても「中国共産党帰りの筋金入り」という横槍が入り、容易ではなかった。戦後変わったのは自分たちだけだったことに

気付くと、バラバラではなく組織を作り助け合わないと地域社会に埋没してしまうと考え、会報の発行も決めた。これは、東京で帰国戦犯の全国組織（中帰連）が結成される前の独自かつ自然発生的な動きである。中国帰りの戦犯であることを表明することは、帰国後の生活をむしろ困難にする側面が大きかったにもかかわらず、決して引き下がろうとはしなかった点からも、彼らはまるで何かに応えようとしているかのようである。

その姿勢には、単なる「恩返し」とか「罪滅ぼし」といった次元では理解しがたいある種の「過剰さ」が感じられる。この「過剰さ」は、彼らが受けとめたと感じているものの「過剰さ」に対応していると考えられないだろうか。してもらいすぎた、どうしても応えていかなければいけないと彼らを強く駆り立てるかのような「過剰さ」である。その応え方もまた以下に見るように興味深い。

6. 帰国戦犯は“何をなすべきか”

1957年、難波氏らは隣県の会員とともに、全国組織の一支部である「中帰連山陰支部」（全52名）として活動を続けた。管理所時代に学習教材をガリ版刷りにして配布する作業を担当していた難波氏は、事務局長として支部を支え「支部報」の編集・印刷・発行を担当し続けた。また、苦勞のすえ就職した自動車会社では、毎月のように県内を回って不渡り手形を回収する仕事に従事するかたわら、県内各地の会員を訪ねては「支部報」を配布して激励したり、生活や活動上の要望を聞いたりして、会員間の連携を取ることに努めた。後に山陰支部長を務める曾田吉一氏も県内各地を布団販売で巡回するかたわら、会員との連携に努めた。支部をあげて会員が繋がるために努力を続けたのは、一人で活動しても「村八分でつまはじきされてしまう」という困難な現実¹に直面していた

からであったが、そもそもなぜ、どんな活動をしななければならないと感じていたのだろうか。

それを明確にしたのが、1960年代に中国で文化大革命が起こり、日本の中国関連諸団体でもその評価をめぐって意見が分かれた際である。詳細は別の機会に譲るが、中帰連においても、文革に関する情報がほとんど入ってこない地方支部に対して、ある程度の事情が見えていた東京の本部との間でコミュニケーション・ギャップが埋まらないまま、組織分裂という危機に直面した。東京から文革支持を主唱する幹部が説得に回ってきた際に山陰支部は次のような対応をしており、彼らが何のために活動しているのかが明確に示されている。

中国に行つて周恩来首相と会つてきたK君が、「われわれの活動形態を変えなければダメだ」ということで、彼がここにも回つてきて、「今までのように申し訳ございませんでしたと、認罪、認罪ばかりでなく、中国の経済建設に積極的に参加してこれを応援するという活動形態に切り換えなきやダメだ」と盛んに話して回つた。ただ、その時に、山陰支部では、宮本〔秀男〕君が支部長だったが、「何を言っているのか、それはおかしいじゃないか」とわれわれは反論したわけですが、それを「支部報」でみなさんにも流しました。中帰連としての組織観点がまったく誤っていると…。

認罪の段階を脱して中国の経済建設を支援する活動²をしても、応えたことにならないと考えた。その「支部報」では、山陰支部の考える「中帰連としての組織観点」が次のようにまとめられている。

真の平和政策（人道主義）は、最も兇悪な敵ファシストであった者たちさえも、人間性を取り戻させ、平和愛好勢力とすることができる。平和は必ず勝利する。——ということを事実により証明し、その確信を裏付けるであろう。（略）従つて、われわれの中帰連組織が、従来の他の引き揚げ団体と同様に、そう永続きはしないと見られている中で、反戦平和、日中友好の旗を掲げて、最後

の一人になるまで、一生涯存在し続けること自体が、中国人民の人道主義政策の正しさを実証するか否か、(略)ということを決めるであろう…。(略)特定の少数の仲間が、優秀な平和運動の活動家になることよりも(勿論それは良いことですが……)、ひとりでも脱落者を出さず、戦犯帰国者の大多数が、反戦平和・日中友好の方向で、いつまでも組織を堅持することこそ、何よりも大切なことである。(傍点は引用者)⁽¹⁹⁾

注目すべきなのは、活動の「内容」よりも、組織の「形態」の方を重視している点である。活動内容に関する意見の相違そのものより、それによって組織が分裂することは回避すべきだと主張している。こうした主張の背景には、戦争責任を回避したまま、中国を「共産党独裁の好戦的政権」と非難して戦争準備を叫ぶ保守層の存在があった。自分たちを再生させた、彼らの表現でいえば「鬼から人間へ」立ち返らせた寛大政策が平和の担い手を作るためであったことを証明できれば、右派の主張を挫き、日中友好の推進に棹さすことができる。そのためには、千人の戦犯自体が一塊りになって存在し続けること、それ自体が活動なのだとして位置づけている。途中で転向したり、分裂したりすると、寛大政策の「反証」になってしまうため、多くの者が生涯にわたって認罪の姿勢を貫くことが活動の中核にあるべきだという「観点」を示した。個々での活動は難しいこともあり、一人でも多くの会員が相互に連携をとり続け、励まし合い、加害証言や展示活動などは組織として協力して進めることが「活動」であると考えた。

ただ、中国での認罪を経て起訴免除となったものの、帰国後も全員でその経験を受け止め続けなければならないという「応え方」には、やはりある種の「過剰さ」を感じる。保守的な島根という条件はあるものの、戦後も変わらない政治文化に対応するためだけにとどまらない何かがある。

7. 寛大政策の背後にあるもの

寛大政策の正しさを生涯にわたり、彼ら自身の存在をもって示す必要があると考えたのはなぜだろうか。その意義もまた同「支部報」に述べられている。すなわち、人道主義とは「中国人民が、自分の深い悲しみと憎しみを乗り越えて、ひたすら人間性を信じてとった」政策だったと。しかし、彼らは最初からこのような見方をしていなかったわけではない。それどころか、収容当初の日本人戦犯は、人道主義的な寛大政策を「当たり前」のように受け止めていた。

〔管理所に収容後しばらくは〕コウリヤンや粟の飯なので、反感もあって、いつまでこんなもの食わしてる気か、となった。汽車の中であれだけのものを食わしたんだから、もう少しいいもの食わせてもいいじゃないかというような反感を持つようになってくる。(略) いつまでこんなもの食わせるのかと直接言ったら、(略)自分たちも同じものを食ってるんだ、あんたたちは3回だけ俺たちは2回だと言われた。

従軍生活のなかで、中国では粟は高価な主食であったことは知り得ていただろうし、日本軍が捕虜に与えたのはせいぜい残飯や腐った野菜などであったことも忘れ去られている。感情移入の対象として中国側を捉えようともしていない。一方、管理所側も待遇こそ人道的だったが、所員の態度からは感情的な反発も感じ取られた。「向こうの人は向こうの人で、こちらがそういう態度だから、向こうも反感を持つてくる。態度は厳しかった」。食事の配給では「部屋には足で蹴りこんで入れていた」。ただ、「待遇の中身」と「接し方」とのギャップが何を意味するのか、まだ日本人戦犯は考えもしなかった。

しかし、時が経つうちに、徐々に管理所員の態度の方が変わってきた。3年ほどすると、

班長自体が外に出てわれわれと一緒に遊んでくれ…、バスケット〔ボール〕のやり方を教えてくれた。お互い

の距離感が縮まってきた。部屋の外を歩く班長さんもニコニコで見て歩いている。最初はそんなことはなかった。ずいぶん仏頂面だったし、部屋の中をジロリと見回していたけれど、しまい頃になると、居眠りなんかをしとっても、外から格子のところをトントントンと叩いてニコリ笑って行ってしまうというような格好になってくる。ずいぶんお互いの人間関係というものが角が取れてくる。だんだん柔らかくなってきて、すっかりうち解けた感じになって…。

班長とは各監房に配置された管理所員であり、戦犯らが次第にそう呼びはじめた。管理所側の態度変化に呼応するように、戦犯側も「親しみ」を感じるようになった。後には「先生」と呼ぶようになる。

さらに、認罪の過程を経ると管理所員を「被害者」の一人としてみるようになる。事実、管理所員はほぼ例外なく肉親や知人らを戦争被害で失っていた。被害者の一人でありながら、絶対に許すことのできない「日本鬼子」に対して「接し方」まで変え、人道主義を徹底した。管理所員が当初露わにしていた強い感情を考えれば、それが大きな葛藤をとまなうものであり、あえてそうしてくれていたことによりやく気付くようになる。

難波氏自身も、こうした寛大政策の背後にあった所員の苦悩や、要約筆記をするように言われたことの意味に本当に気が付いたのは、80年代に日本に招待した所員たちから話を聞いてからであるという。

その当時はですね、そこまでの内幕は知らないけれども、(略)先生に直接お会いして、お話を聞いて、撫順の先生方がどんなに苦勞されたかという話も聞いた。そしてその上に今度、われわれが戦争であって、2000万の人々が亡くなって、それらには子どももおり家族もおり、その下にもさらに家族もと、何千万、何億というそれらの人がそれぞれみんな引き継いで、尾を引いて、そうした人たちの、結局すべての努力を、私たちは受けてこうして、本当に自分たちの身を振り返るようになって

た。何も自分が自分で勉強して自分でそうなったんじゃないであって、私たち以上に、そのときにあの管理所の先生方がどんなにつらい思いをして毎日会議を開き、討議をされたか、その辺のことをね。(略)…自分たちがあれだけの被害を受けたその心を抑えて、私たちにそこまでやってくれた、そらあやはり被害者の、あのくめども尽きぬ涙というのは、その中にあるんだと私は思うんです。だからその辺についてはね、私たちは謙虚にそのことを受け止めないといけない。(傍点は引用者)

自分たちの行った犯罪を直視できるようになったのは、管理所員のみならず、膨大な数の被害者、そしてその被害を共有する後続の世代、そういう人たちの「努力」の結果だと捉えている。「努力」の奥にあった「つらい思い」を「抑えて」、人道的に接してくれることがなければ、人の心を取り戻すこともなかった。なぜなら、入所当初は「捕虜」でなく「戦犯」として収監されたこと⁽²⁰⁾に抗議して騒ぎ立てたことに示されるように、彼らの対中国認識は敗戦後5年を経ても戦前のままだった。論すように説得されても、十分な食事と時間を与えられても、捕虜を「処理」(=殺害)することが日常茶飯だった日本軍との違いを顧みることもなく、2年近く遊んで過ごすことができるほどだった。戦犯たちに他者を理解しようとする「回路」はなく、中国側と人間同士の関係が生み出される可能性はなかったからである。

それが管理所員の「接し方」が次第に穏やかになるにつれて、自然なかたちで「学習」を始めるに至った。「学習」を通じて日本や中国、戦争に関する認識を改めていった。ただ、「認罪」の段階に進んで個人としての加害責任を問われると、「飛躍」が必要だった。命令されて実行しただけで責任はないと考えていたため、抵抗感と苦悩が大きかったからである。そこを乗り越える契機となったのも、管理所員の「接し方」だった。かつては中国人を「チャンコロ」と蔑視してモノのように扱ってきたが、「同じ人間」だと見なせるよ

うになったのは、管理所員の「接し方」に触れたがゆえである。バカにして見下していた相手の方がはるかに文明的な「接し方」をしたことに触れ、中国人認識を転換させた。「同じ人間」と見ることはじめて他者への想像力が生まれ、命令とはいえそれを受け入れて実行したことの責任を苦悩の末に認めるに至った。同時に自身が手を下した残虐さに恐れおののいた戦犯たちは、はじめて管理所員らの苦悩、つまり、断罪してしまいたいほどの相手に人道的に「接する」ことの葛藤の計り知れなさに気付くようになった。

他方で、管理所員の側も寛大政策をすぐに受け入れて遂行できたわけではなく、中国政府の政策だから従ったものの、どうしてそうするのか、そうすべきなのか納得していたわけではなかった。むしろ葛藤に満ちていたという回想の方が多い⁽²¹⁾。重要なことは、「過剰さ」の由来はさておき、ひとたび人道的な「接し方」がなされると、それに応えようとする流れが徐々にではあるが生まれ、「人間」同士の関係性の回路が開かれ始めたということである。「過剰さ」は「敵」をも巻き込んでいったのである。

国際法に則れば、戦争犯罪に手を染めた大多数の戦犯に厳罰を処しても何ら行き過ぎではなかった。中国が受けた甚大な被害や被害者感情を考えればなおさらである。しかし、単純な法律の適用や感情に流されることなく、逆に戦犯の人格を尊重し、あえて自分たち以上に丁寧な扱いで「接した」。その裏側には、管理所員一人一人の法外な忍耐と努力があったことに気付いた。難波氏が応えようとしていた「過剰さ」とは、このあえてなされた忍耐や努力の「過剰さ」に対してではないだろうか。

そう考えれば、加害者の気持ちに入り込んで、被害者に向き合う「回り道」が認罪には必要だと難波氏が繰り返し語ったのは、別の意味を帯びてくる。それは、この「過剰さ」とは何か、どこか

らどのように生じてきたのかを知るために、中国側の苦悩に一步でも迫ろうとすることの別様の表現ではないだろうか。

この「過剰さ」は捉えることさえ容易ではない以上、「どう応えるか」もすぐには分からないが、どうすれば応えられるかを模索し続けることが、唯一の応答のあり方だった。そうした姿勢を保ち続けることを、難波氏は「まっとうな人の子として」と表現する。それはいかなる状態を指すのか？ なぜそうでなければ「まっとう」ではないのか？

8. 「まっとうな人の子」として

手がかりの一つは、難波氏の上官であった宮崎弘についての語りのなかに窺える。

帰国の翌年、東京で全国組織「中帰連」が結成された。第1回全国大会の席上、役員が選出されたが、会長職はまだ服役中の元高官や将官から選ぶために当分のあいだ空席とされ、副会長に選ばれたのが出身地の広島県に在住していた宮崎弘である。実質的な協議機関である常任理事会は東京およびその近郊在住者から選ばれたなかで、広島にいた宮崎が副会長に選ばれた理由は「撫順収監時代に自主運営委員会の委員長であった」ためと記されている⁽²²⁾。認罪運動の停滞を打ち破る模範的な「罪行告白」を行ったのが宮崎であったことは先に述べたが、その後も、管理所内で結成された学習や文化活動のリーダーであり続けた。帰国後も地方在住ながら事実上の代表職に据えられるほど象徴的な存在であった。

ところが、同会の『四〇年史』を繙いても、その後、宮崎弘の活動の様子について特筆すべきページはほとんどない。もちろん、身近な人の前で残虐な加害行為を語ることは大変な勇気を要することである。仕事や家族への配慮などで、活動したくても思うに任せない人たちがいたのも事実

であるが、それはほとんど全会員に共通した事情であっただろう。宮崎が直属の上官であった難波氏にとってはなおさら別の意味を持ってしまう。

いや、中隊長〔宮崎〕があれだけのこと〔模範的告白など〕をやっても、日本に帰ってなぜ、潰れてしまったのか、ということと思うとね、そこんところが、なんか情けない思いがするとか、人間というもの、その、考え方とか、そこまでの浅はかなものの考え方というのが、撫順で育った人間でありながらできたというのが、なんか不思議な気持ちになります…。

管理所員たちが寛大な接し方に努めていた背後にある涙や苦悩、また被害が今も続いていることを思うとき、模範的な罪行告白をしておきながら、帰国後は活動しなくなってしまった宮崎のあり方に受け入れがたいものを感じている。数々の残虐行為に直接手を染め、それを包み隠さず認罪する模範的な存在だった宮崎は、難波氏が感じた組織的・構造的な責任を感じることなく、「終わり」にしてしまっている、と。

また、帰国戦犯の人数がある程度揃っていながら個々バラバラで活動が活発にならなかった地域もある。氏が聞いたところでは、彼らは、中国から許されて帰国する際、活動したり共産党に入党したりすることなど一言も求められず、「平和で幸福な生活をして下さい」、と管理所員に言われたので、それに専念すればいいと考えている、という。

中国の人が、帰ったら平和で幸福に暮らさないと言われたから、だから私は平和で幸福に暮らしてますよ、なんてことは、口が裂けたってそんなこと言えるはずないんだけど、そこで止まってしまふことの悲しさね、それでは、なあんにもならない。まっとうな人間とはそこを踏み越えてわかった人がはじめてまっとうな人間だと私は思う。厳しく遠い道程ではあるけれど……。

認罪して許されたのだからそれで十分だという発想もまったく理解できないわけではない。しかし、そうしたあり方を人間として「浅はか」「悲

しさ」と評する難波氏にとって、「まっとうな人の子」とは、中国側の寛大さが有する「過剰さ」を「過剰さ」として受け止められる存在を意味する。帰国後に活動しなくなることは「もう応え終えた」と考えていることになり、寛大政策の「過剰さ」を捉え損なっている。「過剰さ」の背後に中国側の苦悩や忍耐があったからこそ「鬼から人間」に立ち戻れた以上、認罪・謝罪したのだから十分だと「過剰さ」に向き合わなくなると、「人間」の域に踏みとどまれなくなってしまいかねない。難波氏がこう感じるのは、過度に自己を戒めているというわけではなく、事実として、いつ「鬼」に戻るかもしれないという危うさを自分のなかに常に感じているからだった。

9. 軍国主義の残滓

難波氏は、宮崎らの帰国後のあり方を悲しく浅はかだと評する一方で、彼らを断罪したり他人事にしたりはしていない。帰国後ほとんど活動できないまま、死ぬ間際になって戦犯管理所への感謝を口にする会員をも暖かく見守っている⁽²³⁾。むしろ、自分もいつ宮崎のようになるかもしれないと常に問い直しながら生きているかのような語りさえ見られる。

たとえば、山陰支部の会合で議論が行われ、替否両論で意見が分かると、かつて軍隊内で階級の高かった人や支部の役職者らの意向に沿う方向で自然に判断を下していたということが難波氏にも幾度かあった。

ということ振り返ってみたら、しかしそのことはなんだろうか、昔のいわゆる軍隊での上下関係の繋がりのものをそのまま自分がまだ持ってたんじゃないかと。なぜその時に、それはそうではない、こうではないかと思いを戦わせて……ということをしなかったのか、そこらへんにやっぱり、自分自身の弱さとか、昔の軍隊から引きずってきた、結局上の長い流れには巻かれると

いう奴隷根性がまだ残ってるんだと、いうことを自分でつくづく感じました…。

こうした点を自分の中に「日本軍の残りカス」がまだ残っていると表現するのは、よほど内省的な捉え方をしていないとできないことである。中帰連の他の会員へのインタビューのなかでも、組織の役員の意見には従うべきだと無意識に発言するケースに出会ったことがある。それに比べれば、難波氏のこうした発言には、いつ軍国主義時代の自分に戻るかもしれないとの危惧が示されている。認罪は既に終わったという発想とは対極にある。自分自身の危うさを今もこのように認識しているがゆえに、「とにかく最後の最後まで認罪である」という考えが導かれるのだろう。

それは、難波氏が常に被害者に思いを馳せ続けていることの表れでもある。被害は代々にわたり引き継がれていく一方で、日本はまだ戦争責任にきちんと向き合っていない以上、被害者はまだまだ恐れや不安を抱きながら生きているに違いない。自分自身もいつ元に戻るかもしれないと考えれば、今も彼らの脅威の一人であるかもしれないとまで感じている。

いつの世になっても、自分の足元をいつも見つめてなきやいけなく、どこに自分が立っているかということを見つめておく。それを忘れてしまったら、またよその土地の上に立つ〔＝侵略する〕こともあるかもしれない。そこがいちばん大事なところだろうと、私は、そう思っています。それは一生の仕事だろうと。

10. 「山陰中帰連」の出発と戦後世代への継承

2002年4月、平均年齢が82歳を越えて組織としての活動が困難になってきたという判断から、中帰連は解散を決定する。もちろん、誰もが最後まで貫く気持ちをもっていただろうが、後継団体が始動していたことも解散の流れに棹さした。これに対し、当時まだ二十数名の会員を抱えており、

解散する前にまだまだやるべきことがあると考えていた山陰支部の会員にとって、解散は受け入れられるものではなかった。全国大会の席上、山陰支部の会員は解散に反対する意見を提起し、「中国帰還者連絡会山陰支部は解散しません」と宣言した。その理由は先に述べた「組織観点」の延長上にある。そして、全国でただ一つ「山陰中帰連」がスタートする。

解散はしないとはいえ、高齢化に抗えないのは山陰中帰連とて同じである。「一人になっても解散しない」という強い思いは、中帰連精神をいかにすれば永続させられるかを考えることに繋がった。本来は当事者の二世、三世に引き継ぎたかったようだが、家族であるが故にかえって難しい側面もあり、奏功していない。これは彼らの活動が常に逆風のなかにあったことの裏側である。

後継の全国組織の山陰支部も一時期結成されたが、複雑な事情があり頓挫した。それでも諦めることなく、組織としての継承ではなく、もっとも大事にしてきた「被害者たちがあえてなした忍耐や努力」を分かち合うなかで戦後世代に引き継いでいく必要があるという教訓に繋げた。具体的には、元を辿れば戦犯管理所時代に当時の39師団の下級将兵たちによって共同執筆され、帰国後も未発表のままだった『第39師団罪行概史』（原題）を若い世代と一緒に刊行し、かつての日本人が中国で何をしたのかを戦後世代が知ることができるようにと取り組んでいる。整理・編集作業をしながら、加害の実態と同時に管理所の寛大政策を学びあい、語り広げる地道な活動が続いている。その思いについて難波氏は、「全部受け継いでもらえるとは思っていないが、少しでも受け継がれるにはその何倍も語り残しておかないといけない」と話す。『罪行史』の編集に携わっている戦後世代の女性は、中国に対するイメージが必ずしもよくないような同世代の主婦層の間で、どのように広めるか試行錯誤しながらかかわっている。

難波さんのしていること、話すことを同じように語り継いでいけるとは到底思えません。だけど、病と闘いながらも、中国の方への謝罪と平和のために、精一杯生きる難波さんの生き様や中帰連の方から聞いたことや、中国に行って〔日本軍の犯罪を告発する〕平頂山記念館などで見たことは私自身の体験として、心が振れ、この史実を語り継ぎたいという原動力になっています。また、この活動が未来に向かって戦争をしない国づくりとか、お互いの人権を大切に作る関係づくりを身近なところから広めていけたらいいな、と思っています⁽²⁴⁾。

ここでも、難波氏らの取り組みをどのように受け止めればよいかは必ずしも明確でない側面をもちながら、応えていこうとして戦後世代が引き継ごうとしている。高齢と病と孤独さにもかかわらず、「過剰さ」に応え続けようとする「過剰さ」に触れた若い世代が、共振しているといえないだろうか。そして、その若い世代もまた、ある種の「過剰さ」で応えようとしている。彼らは、普段は戦争や中国についてなどなかなか話題に上らない主婦仲間など身近な人々に対して勇気をもって伝えようと工夫し、あるいは、難波氏らの思いを理解するために今は博物館となっている中国の撫順戦犯管理所等を訪れ、元所員らから話を聴いている。それが戦後世代の責任であるかのように。

被害者の感情、そしてそれを乗り越えて新しい関係を作り出そうという被害者の強さを、自らの存在そのもので受け止める——そうした戦争責任の果たし方の可能性が明らかにされるのはこれからである。

註

- (1) 粟屋憲太郎ほか『戦争責任・戦後責任：日本とドイツはどう違うか』朝日新聞社、1994年、264頁。
- (2) たとえば、最初の中国人強制連行訴訟である花岡事件訴訟は2000年に「和解」したが、後日内容を知った原告代表らは受け入れを拒否している。石田隆至・張宏波「東アジアの戦後和解は何に躓いてきたか? : 「全面解決」における「謝罪」について」『戦争責任研究』66号、2009年12月、87-97頁。
- (3) 平和教育の生徒用副読本として、広島平和教育研究所編『ひろしま：15年戦争と広島(試案)』広島平和教育研究所出版部、1986年。
- (4) 神吉春夫編『三光：日本人の中国における戦争犯罪の告白』光文社、1957年。
- (5) 野田正彰『戦争と罪責』1998年、岩波書店。
- (6) 「戦犯教育」を「洗脳」とする批判が従来からあるが、戦後の活動の中でむしろ認識を深めていく元戦犯が少なくないことを考えると、感情的あるいはイデオロギー的な反発としての側面が大きい。
- (7) 明治学院大学国際平和研究所の張宏波所員。
- (8) 本稿は、内容的にも本来なら共同研究を続けている張宏波氏と連名にすべき論文であるが、元日本人戦犯と中国人研究者との出会いとその意味の分析を含むことから、張氏の強い意向もあり、日本人研究者の名前のみで発表することになった。
- (9) 2009年9月の聴き取り。
- (10) 以下、特に断りがない場合は、2009年6月および9月の複数回にわたる聴き取りに基づく。
- (11) 乙種判定された者は、現役兵(甲種)が不足した場合に徴兵される。乙種の中の「第三」は、従来であれば「丙種」として現役に適さないと判断された体格や健康に劣る者を召集するために、戦時中新設された枠。
- (12) あるいは「白楊寺」と表記。現地では「白雲寺」とされる。作戦の詳細については、当事者の鹿田正夫による『『聖戦』とは？

- 正月用の酒肴を集める部落掃蕩」(前掲『三光』所収)に詳しい。
- (13) 大隊本部からの指令を機関銃中隊(あるいは小隊)が配属された前線に届ける役。難波氏はその伝令役の護衛を担当していた。
- (14) 生きた捕虜や「スパイ」とされた農民を縛り付け、入隊したばかりの初年兵の「度胸試し」と称して銃剣で刺し殺させる訓練。人を殺すことへの抵抗感を麻痺させる手早い手段として、戦争末期になるほど採用された。
- (15) 中国帰還者連絡会編『私たちは中国でなにをしたか：元日本人戦犯の記録』三一書房、1987年。
- (16) 元戦犯の一人である沢田二郎は、こうした側面について「思想と感情を嵐の中に巻き込んだ、認罪運動の大きな『うねり』」と表現している(沢田「敗戦から帰国まで」中国帰還者連絡会編『帰ってきた戦犯たちの後半生：中国帰還者連絡会の四〇年』新風書房、1996年)。
- (17) もちろん、「回り道」をすることで被害者の苦しみに思いを馳せることができるという考え方は理解できるが、直接的な加害行為をもつ人と同じ形式の認罪である必要はない。難波氏には氏らしい認罪があってもよいはずである。
- (18) 朝日新聞でさえ帰国直後の戦犯たちについて「収容所で生まれた悟り 帰国戦犯『ごんげ』のナゾ」という記事を掲載している(1956年8月2日付)ことから、当時の彼らへのまなざしが窺える。
- (19) 『山陰支部報』第36号(1963年9月)
- (20) ソ連抑留時の取り調べで「戦犯」と認定された者たちが中国に引き渡されたため、「戦犯容疑者」とはされなかった。
- (21) 「管理所では戦犯の食事は私たちよりずっと良い。…とても納得がいきませんでした。…腹の底から湧きあがる怒りを抱えながら人事係の仕事をしていました。…まず私自身の不満を見せないようにして教育していただきました。顔や態度にそれを表さないようにすることは大変なことでした。こうした大きな矛盾を抱えながらも、中央の政策であるということで、我慢して仕事を進めていました。」于瑞華「抗日戦争をへて管理所へ」新井利男資料保存会編『中国撫順戦犯管理所職員の証言』梨の木舎、2003年、365-366頁。
- (22) 前掲『帰ってきた戦犯たちの後半生』57頁。
- (23) 「よっぽどうまい具合に自己管理しないと、そのなかに埋没してしまって、地域の中に。だけれど、腹の底ではやっぱり、多くの人が、中国撫順の6年間について一人になったときには、やっぱりそれが懐かしい。あの中国でああしてもらった、ああしたような人間関係というものがわれわれの周りにもできないものかな、そういうなかで暮らしたいもんだなという切実な気持ちはみな持っているんだけど、表に出して動けばまったく反対のなかへはまりこんでしまう。はまりこんで結局そこで動けなくなって、何も言わずに終わってしまうという人がだいぶいたんだらうと思います。」
- (24) 2009年9月の聴き取り。